

## 給付金一覧

給付金は、つぎのような事由が発生したときに請求できます。

### 祝 金

給付項目	支給事由	金額
※結婚祝金	会員が結婚したとき。 (結婚事由により退職したときも対象とします。 ただし、3ヶ月以内に結婚する場合に限りです。)	円 15,000
※出産祝金	会員またはその配偶者が出産したとき。 多児出産の場合は一児につき1件です。 出産の事由により妊娠7ヶ月以上で退職する場合も 対象とします。(但し、妊娠7ヶ月以上の死産も含む。 この場合は見舞金となります。)	5,000
入学祝金	会員の子が小学校・中学校に入学するとき。 ※3月末の会員を対象とします。	5,000
成人祝金	会員が満20歳になったとき。	5,000
銅婚祝金	結婚15年を迎えたとき。	5,000
陶磁婚祝金	結婚20年 //	10,000
銀婚祝金	結婚25年 //	15,000
金婚祝金	結婚50年 //	20,000
入会勤続5年	サービスセンターに入会以後同一事業所に 5年勤続したとき。	5,000
入会勤続10年	サービスセンターに入会以後同一事業所に 10年勤続したとき。	10,000
入会勤続15年	サービスセンターに入会以後同一事業所に 15年勤続したとき。	15,000

※結婚祝金、出産祝金は、事由発生後各自サービスセンター事務局へ申請してください。  
(結婚退職・出産退職による祝金請求は証明書等を添付していただきます)